

中萩校区まちづくり集会 開催結果報告書

開催日時 平成22年7月16日(金) 19:00~21:00
場 所 中萩公民館
参加者数 男 87人 女 21人 合計 108人



1. 新居浜市連合自治会設定共通課題

課題名 (地域福祉関係団体の今後のあり方について)

[質問事項] 1. (社会福祉協議会支部社協のあり方について)

- ア) 市社協は、支部社協の活動に必要な財政支援、情報提供、連絡調整などを行うこととされている。しかしながら、住民の目からは、市社協と支部社協との関係がどうなっているのかよくわからないため、具体例を挙げながら、現状について整理のうえ説明していただきたい。
- イ) 市社協の自主財源としては、一般会員・特別会員からの会費収入があるようであるが、市社協から支部社協への財政支援が、どのようなお金の流れになっているのか、またその算定根拠や理由について教えていただきたい。
- ウ) 市社協は市からの補助金や委託料で運営が賄われていると思うが、支部社協の活動を含め、地域福祉推進のために使われている事業費及びその財源構成はどうなっているか、具体的に教えていただきたい。
- エ) 地域福祉を推進する上で、支部社協が担う役割は大きいと思うが、地域のつながりが希薄となり、地域福祉の取り組みが難しい状況にあって、市社協として今後支部社協にどのような役割と活動を期待し、どのような地域福祉のネットワーク化を進めようと考えているのか、また、市として市社協と支部社協のあるべき関係について、どの

ように考えているのかについて説明をいただきたい。

[回答 福祉部長]

ア) 社会福祉協議会は、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題ととらえ、地域福祉活動を計画し、その実践を通して福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指す社会福祉法人である。支部社協は、小地域におけるさまざまな福祉課題の解決を図り、きめの細かい、地域の特色を生かした事業を行う団体として、一般的には「地区社協」と呼ばれており、新居浜市の場合、小学校区毎に全部で18の「社協支部」が設置され、それぞれが独立した組織で活動を行っている。このことから、地域福祉の充実には支部社協活動が円滑に進められることが不可欠であり最重要であると認識している。

具体的な活動としては、市社協が事務局となり支部長による支部連絡協議会を設置し、年6回の定例会を開催し、重要事項についての協議検討、情報の提供や共有、連絡調整を行っている。各支部にはそれぞれ1名の市社協担当職員を配置し、支部の総会をはじめ役員会や行事などに必要に応じて参加したうえで、支部との連携を図り、地域の実情の把握に努めている。また、支部活動をより一層推進するため、支部長による先進地の視察研修や毎年テーマを決め、上部、川東、川西に分かれてのブロック研修、サロン指導者講習会などを開催している。

イ) 会費は社協の活動基盤となる財源であり、会費の確保は、住民に社協への理解を広げ、社協の事業や活動への参加を促進するための組織拡大への取り組みでもある。

市社協からの支部社協への財政支援については、これまで①住民会費（1世帯1000円）の90%の還元金、②加入割合に基づいた還元率（10%～50%）による特別会費（1口1000円）の還元金、③まごころ銀行や共同募金による活動助成金であったが、これには特別会費の還元が地域間においてバラツキがあるなど不合理な部分があり、また、共同募金等の寄付金についても近年減少傾向となってきたこと等から、抜本的な見直しを支部連絡協議会において検討することとなったと伺っている。その検討内容は、地域で生まれた浄財は地域で活用するということで、①地域住民の理解が得られやすい、②社協支部の独自性、主体性が生まれる、③計画的・継続的な財源の確保が可能となる等の理由から特別会費の全額を支部の運営財源とする内容であった。これに対しては、一定の理解は得られたものの、安定した財源確保の懸念、実施時期等の問題が提案審議された。このことについては、支部連絡協議会の定例会をはじめ、支部毎に検討をいただき、また、市社協からも地域に出向いて説明を行うなど理解と協力をお願いしている。

このような経過を踏まえ平成22年3月の支部連絡協議会で慎重に審議した結果、社協支部の財源については、平成22年度から次のとおりとすることにまとまった。

1 特別会員会費の全額を支部運営助成金として交付する。

2 住民会員会費の50%を支部運営助成金として交付する。

なお、共同募金の目標額超過分、歳末助け合い募金については従来どおり支部社協に還元する予定となっている。今回の改正で、中萩支部は約29万円増える予定になっている。

ウ) 社会福祉協議会の財源は、会費、寄付金、共同募金配分金などの社協の中心となる民間財源、行政からの補助金、受託金の公費財源及び介護保険収入で構成されている。

市政だよりと一緒に配布している「社協だより7月号」に平成21年度決算報告を記載しているとおり、一般会計の総収入が783,445千円となっている。内訳は、社協の運営補助としての市の補助金は、45,754千円である。市の受託金は298,123千円で、このうち指定管理料が241,900千円で31%、その他の受託金が56,223千円で7%である。その他、介護保険収入が242,877千円で31%、以下、障害者自立支援費等の収入が9%、県の補助金収入が0.6%、共同募金配分金が2%、会費収入2%、その他の収入が10%となっている。

次に、支出については、総支出が775,858千円となっている。内訳は、法人運営事業費が106,539千円で14%、地域福祉活動事業費が55,228千円で7%、共同募金配分事業費が6,312千円で1%、介護保険事業が257,659千円で33%、受託事業費が32,141千円で4%、指定管理事業費が235,867千円で30%、障害者福祉サービス事業が82,112千円で11%となっている。

支部社協をはじめとする地域福祉活動事業費の主な財源は、皆様からの会費収入、共同募金の地域配分金、まごころ銀行からの繰入金となっている。

エ) 社会環境が大きく変化し、福祉のニーズが複雑多様化し、それに対応するためには、今後、ますます支部活動の役割が重要となっている。このような中、市社協として『誰もがほっとする温かいふれあいのまちづくり』のためには、次のような事柄を中心として、支部社協を核とした地域福祉のネットワークを構築していかなければならないと考えている。

①支部活動の拠点整備②支部の運営財源の確保③指導者(後継者)の育成④小地域における諸団体の連携強化

なお、平成22年度には、社協の地域福祉活動計画を作成するが、その中で具体的な実施計画を策定するにあたり、市民のアンケート、支部社協や福祉団体等から広く意見を聴取し、市民のニーズに添ったものになりたいと考えている。

市としても、市社協は、地域の特性を生かしながら地域内の福祉課題やニーズに対して主体的・自発的に取り組む社協支部の諸活動に対し、必要な財政支援や情報提供、支部相互の連絡調整を行うことで、協働した地域福祉の推進を図る関係にあるべきだと考えている。

[再質問]

支部社協の財源についてであるが、住民会員からの会費は自治会が自治会費として集めたものであり、自治会加入者以外の人からの会費はない。また、特別会員会費も自治会長が苦勞して集めているが、この不況の中、今後は減っていくものと思う。支部社協の財源確保が厳しくなっていく中で、住民会員からの会費は当然支部社協が使うべきお金であり、特別会員会費についても同様と思うが、どうか。

[回答 市長・福祉部長]

今回の改正は、支部連絡協議会の中で2年間議論をして決めたものであるので、一定の理解をしていただきたい。

[再質問]

歳末見舞金を集めているが、各支部とも三世代交流事業等の違う名目で使いだしたので、歳末助け合い募金として集めることの理解が得られにくくなっている。例えば、地域福祉募金とかの名称に変更してはと提案したいがどうか。

[回答]

社協の支部連絡協議会があるので、この辺りについて十分意見を出し合って議論をして、市全体で取り決めをしていただきたい。

[質問事項] 2. (見守り推進員事業のあり方について)

- ア) 見守り推進員及びふれあい訪問員の選定要件、選定方法及び主な業務内容、さらに民生委員との関わり方について、くわしく説明していただきたい。
- イ) 見守られる人の対象年齢は65歳以上の独居高齢者ということであるが、高齢化が進み、対象年齢を引き上げてもいいのではないかと思うが、いかがか。
- ウ) 市としては、現状を踏まえ、見守り推進員事業を今後どのような方向性で、事業展開していこうと考えているのか説明していただきたい。
- エ) 選定要件等の実施条件を満たした上で、自治会組織が見守り推進員事業の受け皿となることにより、自治会活動との効果的な連携が図られ、地域福祉の推進につながるものと考えますが、いかがか。

[回答 市長]

- ア) 見守り推進員は、高齢者が増えていく中で民生委員だけでは高齢者の見回りとかができなくなってきていることから、平成8年に県の声掛けで始まり、当初は民生委員3人に対して見守り推進員1人であった。民生委員は法律の中で定員や役割が決まっておりますが、見守り推進員は高齢者の見守りだけに特化する形で立ち上げたものである。

こういったことで、当初は、国及び県の予算もあったが、現在は市の予算だけで、社会福祉協議会に委託している。自主的な動きだけでは難しいので、政策として打ち出したものである。また、あくまでもボランティアであるが、交通費、通信費的な考え方で月1千円というものが始まった。

イ～エ) 現在は、当時より高齢者が増加し、見守り体制として支部社協があれば、地域活動もあるとか様々な活動が出てきている。

今回のまちづくり校区集会では、18校区の全校区で地域福祉をテーマとしていることから、見守り事業に対する意見がいただけると思うので、それらを踏まえて、選定要件、年齢等について、もう一度、制度の見直しを考えていきたい。

自治会組織による見守り事業については、個人ではなく自治会にお願いするというような考え方もあると思う。また、校区によったら、人によったらであるが、「月1千円があるから報告義務がある。もっと大きなところで任してほしい。」という意見もある。新居浜市全体を通して決めるべき基本的なルールと、各校区あるいは地区にお任せしたり、お願いをするべき分野を、もう一度整理しなければならないと考えている。

【質問事項】 3. (民生委員と自治会のあり方について)

ア) 前々回(平成16年)に自治会長が民生委員を推薦するという方法に変わった経緯及び理由について説明していただきたい。

イ) 自治会長の中には、十分に地域のことがわからないままで引き受けるケースもあり、そのような場合には、民生委員を推薦することは難しいと思われるが、そのようなケースの場合の推薦方法については、どのようにすべきか教えていただきたい。

ウ) 民生委員は個人情報扱うのが仕事であり、守秘義務の関係から、自治会長との情報共有については難しい面もあると思うが、地域福祉を推進する上で、可能な情報共有の方法について教えていただきたい。

エ) 自治会長は推薦する時だけで、後は民生委員とは特に関係がないというケースもあると思われるが、民生委員と自治会長及び自治会との連携のあり方について、市としてどのように考えているのか説明していただきたい。

【回答 市長・福祉部総括次長】

ア) 校区民生委員推薦準備会から提出される「民生委員候補者推薦調書」の中にある「自治会長の意見聴取」欄は平成16年以前はなかったが、地域社会の福祉の増進を図るうえで地域住民の方の意見を聞く必要があるということで、民生委員推薦会において、自治会長の意見を聴取することを決定して現在に至っている。

イ) 最終的には自治会長の名前となっているが、その地域の中で、また、役員等の方に相談するなどして、その結果として出していただいたらと考えている。

ウ) 民生委員には守秘義務があり、個人情報の共有については限界はあると考えている。

しかしながら、現在進めている災害時要援護者のリスト作成においては、対象者の方に、あらかじめ自分の情報を他の人に知らせてもいいかということを知ることにより、こういった中での共有は可能である。また、市が判断して命に関わるものの共有は必要だと考えており、その責任や対応は、市行政がきちんと取るという形で決定をしていきたいと考えている。

エ) 校区には校区の方法があらうかと思うが、校区全体の福祉のあり方とかといった協議や意見交換の場を作り、そこに社会福祉協議会や市も入って、その連携のあり方や本音の話もさせていただくことが必要ではないかと考えている。

[再質問]

自分の自治会の民生委員は年齢制限で交代しなければならないが、次にお願いする人がなかなか見当たらない。新任65才未満、再任72才未満のようであるが、この年齢制限をゆるくするとか、なくすようなことはできないか。

[回答]

市全体の組織として民生委員推薦会があるが、この年齢基準はこの推薦会で協議して、その結果今回お示しした、前回同様の基準でお願いしている。全国的には、再任は75才未満とか、新任は年齢制限を設けないといったところもあるが、当然、民生児童委員協議会の中でも協議したが、その結果としては、現状のままでよいのではないかというのが大半であった。こういった意見を基に、今年6月末に開催された民生委員推薦会で協議した結果、確かに、自治会長の苦勞、年齢制限を上げられないかと言った意見もあったが、今回については、新任65才未満、再任72才未満ということとなった。

[再質問]

年齢制限の話が出ただけのことでしょうか。

[回答]

相反する意見があって、その議論をして協議した結果である。

[再質問]

連合自治会からの出席もあったのか。

[回答]

出席している。

[再質問]

では、私ら下部の自治会長、実際に動く者にはどうしようもないですね。

[回答]

苦勞されているのは実感しているが、民生委員推薦会での結果である。任期が3年であるため、今回の状況を受けて、基準については、必ずしも固定したものではないので、次回には反映されるものと考えている。

2. 校区設定市政課題

なし

3. 地域課題

課題名（ 通学路である旧国道路側帯のカラー舗装について ）

[質問事項]

中萩小学校児童の通学路である旧国道は、道幅が狭い上に、交通量が多く、登下校時においては常に交通事故の危険性をはらんでいる。昨年度には、一部路側帯のカラー舗装を実施していただいたことから、通学路となっている旧国道部分については、できるだけ早急に整備してもらいたい。

[回答 市長]

子ども達の意識、運転者の意識が、カラー舗装することで高くなるものと考えている。路側帯のカラー舗装は、今年度は東側が広瀬公園通りまで、西側は西河川までの間を実施することとしており、残った広瀬公園通りから土橋までの間については、予算の状況を見ながら実施していきたいと考えている。